倉敷市市民モニター要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市政の課題や、市民生活に関係の深い問題等について、倉敷市市民 モニター(以下「モニター」という)を設置してアンケート等を実施することにより、 市民意識等を迅速かつ効率的に把握し、市政に反映させることを目的とする。

(モニターの職務)

- 第2条 モニターはパソコンまたは携帯電話により、インターネットを利用して、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) アンケートへの回答
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 配信及び活動に係る送受信費用は、モニターの負担とする。

(資格要件)

- 第3条 モニターに参加する資格は、次の各号の要件のすべてを満たす者とする。
 - (1) 市内に住所を有し、または市内に通勤・通学する16歳以上の者
 - (2) 市政に関心のある者
 - (3) インターネットによるブラウザの閲覧及びメール機能を日本語で利用できる者 (任期)
- 第4条 モニターの任期は、モニターを登録した日から退会の日までとする。

(応募)

第5条 モニターに応募しようとする者は、第10条に定める「岡山県倉敷市電子申請サービス」により市長に申し込むこととする。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による応募者に対し、第3条の資格要件を満たす場合は、市民モニターに登録するものとする。

(登録の抹消)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの登録を抹消できるものと する。
 - (1) 第3条に規定する資格要件を欠いたとき
 - (2) モニターから辞退の申し出があったとき

- (3) 登録されたアドレスで電子メールが到達しなくなったとき
- (4) 一年以上継続してアンケートに回答しなかったとき
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長がモニターとして不適当であると認めるとき
- 2 モニターの登録を抹消したときは、当該モニターは本事業で保有する全ての権利を失うものとする。

(特典)

- 第8条 モニターには、特典を支給できるものとする。
- 2 特典の内容については、別に市長が定める。

(結果の公表)

第9条 市長は、アンケートの結果を集計後、速やかにホームページで公表するものとする。

(岡山県倉敷市電子申請サービスの利用)

- 第10条 モニターの登録及びアンケートの回答には、岡山県倉敷市電子申請サービス機能を 利用するものとする。
- 2 モニターは、岡山県電子申請システム(電子申請サービス)利用規約を遵守するものとする。

(協賛者の募集)

第11条 市長は、倉敷市市民モニター事業協賛者募集要領により、随時協賛者の募集を行う ものとする。

(個人情報等)

- 第12条 モニターの個人情報は、倉敷市個人情報保護条例に基づき厳重に管理を行うものと する。
- 2 登録されている個人情報は、本事業以外の目的には使用しないものとする。 (本制度の内容の変更並びに本制度の一時中断、停止及び中止)
- 第13条 市長は、何らの告知なしに、又モニターの承諾の有無にかかわらず、本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、又は本制度の一部若しくは全部を一時中断、停止及び中止することができる。
- 2 前項に基づく内容の変更又は一時中断,停止及び中止によってモニターに不利益又は損害 が発生した場合,市長はその責任を一切負わないものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成22年7月23日から施行する。
- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。